

2026（令和8）年8月19日

第15回子ども・子育て支援等分科会への意見書

NPO法人子育てひろば全国連絡協議会専務理事
認定NPO法人びーのびーの会長
奥山千鶴子

1. 家事支援サービスについて

仕事と家庭の両立支援のための家事支援サービスの利用促進については今後必要なものと認識しています。一方、妊娠期からの切れ目ない支援や子育て期のスタート支援として、産前産後の家庭の家事支援のニーズが高まっており、独自に支援（補助）を行っている自治体もあります。産後ケアの充実とともに、全国の自治体における産前産後の家庭への家事支援の充実や、家事支援サービス従事者の国家資格化との関連性について、方向性をお聞かせください。

参考）横浜市の産前産後ヘルパー派遣事業

妊娠中の心身の不調等がある、又は、出産後5か月（多胎児の場合は出産後1年）未満で家事や育児の負担の軽減を図る必要がある世帯に対して、横浜市が委託した事業者からヘルパーを派遣します。

対象者：横浜市内に住民登録をしている世帯で次のいずれかに該当する世帯

(1)妊娠中で、心身の不調等があり、かつ、日中家事又は育児を行う者が他にいないため、支援が必要な世帯。※令和7年4月1日から、第1子の妊娠の場合でもご利用いただけるようになりました。

(2)出産後5か月（多胎児の場合は出産後1年）未満で、日中家事又は育児を行う者が他にいないため、支援が必要な世帯。

支援の内容：

(1)家事に関する支援（例：食事の準備及び後かたづけ、衣類の洗濯、居室などの掃除等）

(2)育児に関する支援（例：授乳介助・おむつ交換・もく浴介助等）

利用回数等：

○月曜日から金曜日（12/29～1/3・祝日は除く）の9時から17時まで、1回2時間以内、1日2回まで。

○産前・産後各20回以内（多胎児の場合は、産後40回以内）。

利用料：

1回（2時間以内）あたり、1,500円。なお、以下の条件に当てはまる場合は、利用料の減免を受けることができます。（以下、割愛）

2. 青少年のインターネット利用環境の整備について

諸外国における議論も参考に、OECDにおける5つのリスク類型を基本的視点として、日本ならではの「課題と論点の整理」をしていくことに賛同します。特に特定の大人からのケアやかかわりが重要な乳幼児家庭への影響について、保護者への周知、学びの機会の必要性にも留意をお願いいたします。また、ペアレンタルコントロールも限界があると思いますので、SNS等プラットフォーム事業者に対する「セーフティ・バイ・デザイン」の考え方を広め、事業者によるリスク評価、公表、年齢確認、罰則規定などを含めて、様々なステークホルダーによる協議会を設置、こども家庭庁が主導的に継続的に関われる体制づくりを希望いたします。その際、科学的知見に裏付けられた定期的な検証含め、こどもにとっての利益と不利益、学びとリスク双方から検証・可視化し、この分野で後れをとらないよう進めていただきたいと思います。